

# 平成30年度クリーニング業務従事者講習(通信講座)の実施要領

## 1. 受講対象者

クリーニング所又は取次店で業務に従事している方（クリーニング師免許を持っていない方）で、1店舗ごと5名につき1名の割合（1店舗5名未満の事業所でも1名）で事業者が指名をした方が対象となります。

## 2. 講習方法

クリーニング業務従事者講習は通信講座です。

テキスト及びレポート問題の送付日	レポート提出期限
平成30年11月上旬	平成30年12月14日

レポート提出者で一定水準以上の得点者に修了証を交付します。

## 3. 受講申込

「クリーニング業務従事者講習（通信講座）受講申込書(第2型)」に所定の事項をご記入のうえ、返信用封筒に切手を貼付し当指導センター宛お送りください。

## 4. 受講料(テキスト代含む)

1人 4,500円

申込者には郵便振替用紙を送付します。必要事項をご記入のうえ、郵便局でお払込みください。

## 5. 受講申込、並びに払込み期限

平成30年10月10日(水)

## 6. テキスト及び添削テスト問題の送付

平成30年11月上旬

### クリーニング業法施行規則

#### (業務従事者に対する講習) 第十条の三

営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に五分之一を乗じて得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数を生じたときは、その端数を一として計算する。）の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定による講習（以下「講習」という。）を受けさせるものとする。

2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

3 前二項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。